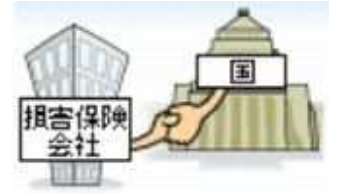


【地震保険とは？】



①地震保険は「官民一体」の制度です。

地震保険は“地震・噴火・津波”による災害で発生した損失を補償する保険です。
1966年（昭和41年）に「地震保険に関する法律」の制定を受け、
政府と民間の損害保険会社が共同で運営する制度として誕生しました。
そういった特殊性ある保険であるがゆえに、地震保険には他の保険にはない特徴や制約があります。

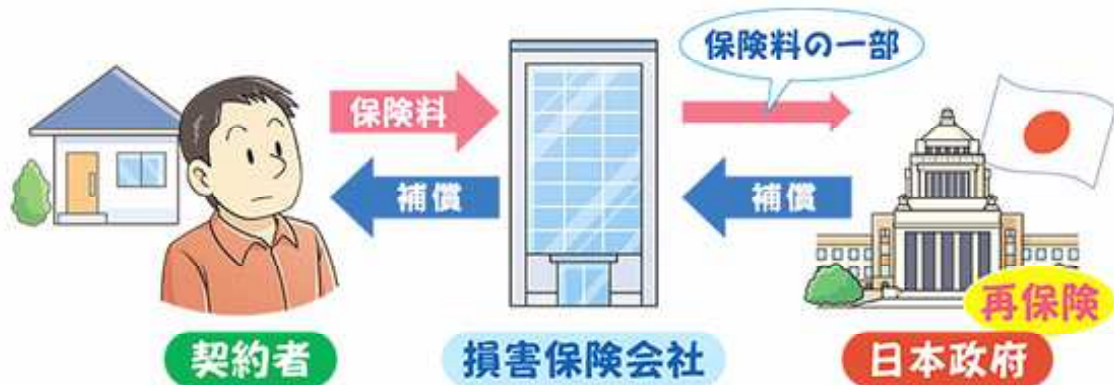
例えば、火災保険金額（建物価格）が 2,000万円 であれば 半分の1,000万円 までしか
地震保険に加入することはできません。

つまり、建物が地震で全壊しても 地震保険だけで建物を元通りに再建することはできません。

②損害保険会社は地震保険料による利益は得ていません。

契約者が支払う地震保険料の内、契約上の必要経費を除いた額とその運用益の全てを
責任準備金として積み立てることを政府および保険会社に法律で義務付けています。

各保険会社が契約者から預かった保険料は『保険会社の利益無し』で積み立てられ、
保険料の一部は再保険として政府に支払われることになっています。



どの保険会社で地震保険に加入しても **保険料は同額** であり、
各損害保険会社は地震保険料によって **利益を得ていません。**

③地震による「損害額」と受け取る「地震保険金」は全く関係ありません。

地震によって損害を受けた場合、地震保険はその損害額を支払う保険ではありません。

損害状況から 全損・大半損・小半損・一部損 の4段階に分類して、

100%・60%・30%・5% を保険金として支払います。



建物火災保険金額：2,000万円 の建物には地震保険は 半分である1,000万円 しか付帯できません。

これは、損害保険会社の担保力・国の財政にも限度があるため **最大50%** までに制限しているのです。

- ・「全損」の場合・・・受け取れる保険金×100%：1,000万円（時価が限度）
- ・「大半損」の場合・・・受け取れる保険金×60%：600万円（時価が限度）
- ・「小半損」の場合・・・受け取れる保険金×30%：300万円（時価が限度）
- ・「一部損」の場合・・・受け取れる保険金×5%：50万円（時価が限度）

また、地震保険は「全件立会調査」が基本です。

保険会社と国とで指名された特別な調査員が派遣され、現地で“損害率”を算出します。

広域での地震による被害調査は受付順にて1軒1軒訪問調査となりますので、
順番が回ってくるまで非常に時間がかかります。

そのため、被災した場合はすぐに保険会社または担当保険代理店へ
被害報告するようにしましょう。



※現在、各損害保険会社は保険金の迅速な支払いのため、立ち入りできない被災地では

ドローン（無人航空機）を飛ばしたり、コロナ禍以降ではICT（情報通信技術）を活用し、
リモート立会調査の導入などスピードアップを図っています。

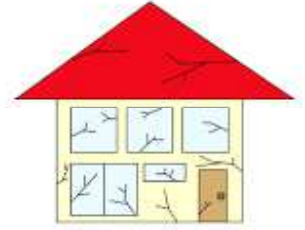
※厳格な査定基準・調査方法なので「どの保険会社がよく支払ってくれた」など

加入した保険会社によって受け取る地震保険金が異なるということがありません。

【ケース1】地震によって建物が全壊してしまった！

○：100%支払われる

完全に倒壊または流失なので「全損」として上限の100%が支払われます。



【ケース2】建物は倒壊しなかったが、壁に無数のヒビが入ってしまった！

△：損害度が時価の3%以上なら支払可

建物の場合、その主要構造部である「柱・はり・壁・基礎」などに一定の損害が生じた場合に支払われます。時価の3%以上20%未満の損害であれば、最低でも一部損の5%の保険金が支払われます。

(数カ所の小さな亀裂・ヒビ割れ程度では保険金支払対象外です)

【ケース3】地震の揺れで食器が飛び出して飛散し、テレビも倒れて壊れてしまった！

△：家財保険に加入し、かつ地震保険に加入していれば損害割合に応じて支払われる

家財の場合、①食器類 ②電気器具類 ③家具類 ④身の回り品/その他 ⑤寝具/衣類 の5つに分類し、損害が家財全体の10%以上となった場合に一部損として支払い対象となります。

したがって、テレビだけが倒れて破損した…食器が数枚割れただけ…では支払い対象にはなりません。

【ケース4】地震から10日経過後に壁にヒビが入った！

×：保険金は支払われない

地震発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対して保険金は支払われないことが約款に明記されています。



【ケース5】地震で建物自体に被害はないが、門や塀・ブロック塀・フェンス、 駐車場のアスファルトやコンクリートの亀裂といった損害が出てしまった！

×：保険金は支払われない

地震保険では建物の主要構造部(軸組/基礎/屋根/外壁等)の損害状況に基づいて保険金が支払われます。

上記の外構などは、主要構造部に該当しないため保険金は支払われません。

また、玄関ドアの変形や歪み・庭木の倒木のみの損害なども建物の主要構造部には該当しないので地震保険の支払い対象ではありません。

【ケース6】駐車していた自家用車が地震により埋没してしまった！

×：保険金は支払われない

敷地内に駐車していた自家用車は地震保険の支払い対象ではありません。



【ケース7】地震発生時の液状化により建物が傾いてしまった！

△：損害割合に従って支払われる

東日本大震災では液状化の被害が多く見られましたが、当時の査定方法だと実際の被害と査定結果が合致しないということで、東日本大震災以降に新しい基準が設定されました。

損害の程度		保険金支払い
全壊	・ 傾斜：1度を超える ・ 沈下：30cmを超える	地震保険金額の全額
大半壊	・ 傾斜：0.8度を超え1度以下 ・ 沈下：20cmを超え30cm以下	地震保険金額の60%
小半壊	・ 傾斜：0.5度を超え0.8度以下 ・ 沈下：15cmを超え20cm以下	地震保険金額の30%
一部損壊	・ 傾斜：0.2度を超え0.5度以下 ・ 沈下：10cmを超え15cm以下	地震保険金額の5%

④地震による火災は“火災保険”では補償されません。



阪神淡路大震災・東日本大震災のどちらも寒い時期に起こりました。

大きな揺れが原因で停電が発生し、家電製品などにスイッチが入ったままの状態で大変な状態になりました。

地震発生から数時間が経って徐々に電気が復旧し始めると、スイッチを入れっぱなしだったストーブや

暖房器具が倒れてきた家具などに燃え移る「通電火災」によって被害が拡大したのです…。

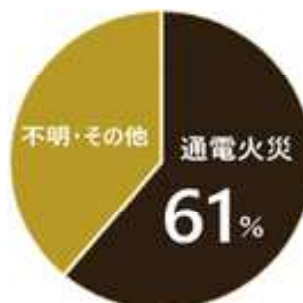
こういった地震によって発生した火災は火災保険では支払われません。

地震によって発生した火災は、

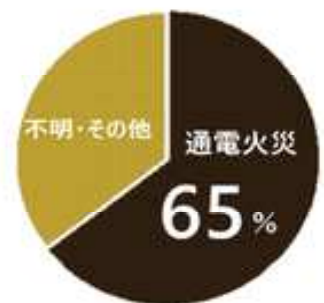
火災保険ではなく 地震保険から支払われます。

つまり、地震保険に加入しておかなければ地震による火災被害は補償されないのです。

地震後の火災における通電火災の割合



阪神淡路大震災



東日本大震災

⑤地震による津波や土砂災害も『火災保険』では補償されません。

通常の土砂災害（大雨や台風時など）であれば
火災保険の「水災補償」によって保険金は支払われますが、
原因が「地震による土砂崩れ」の場合、地震保険から支払われます。



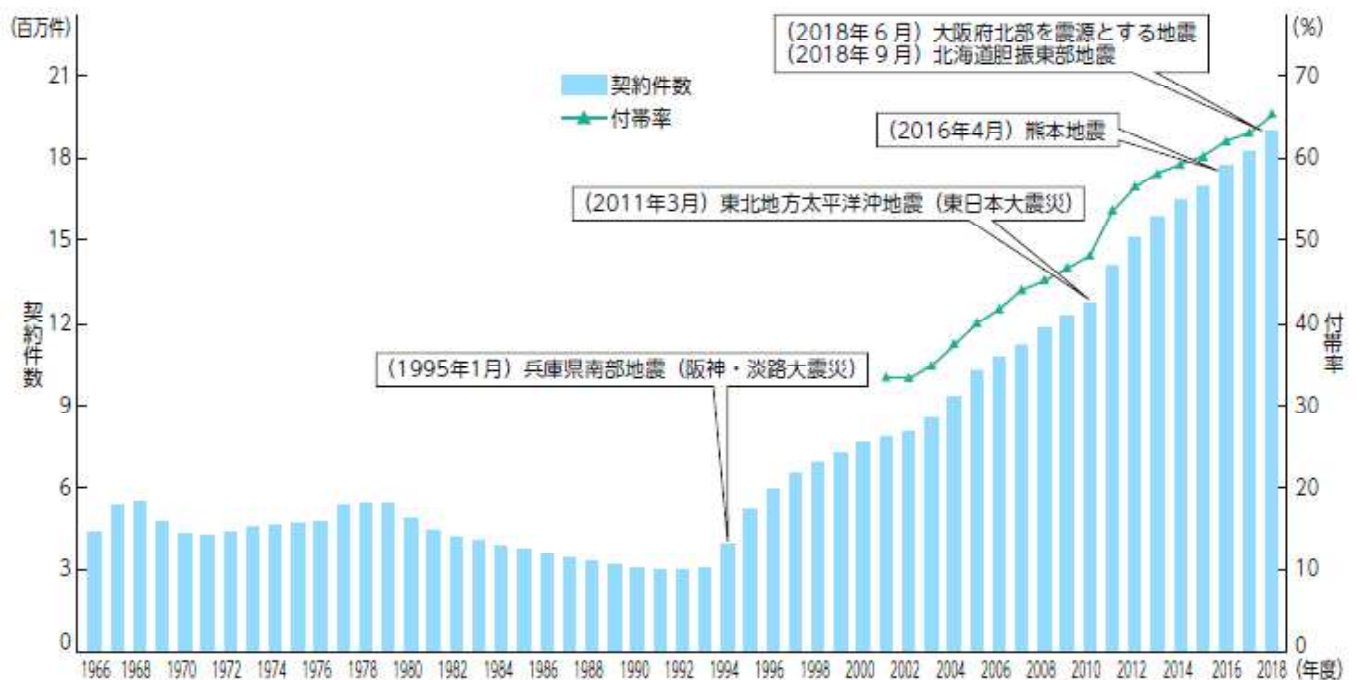
また、東日本大震災の場合は「**津波**」によって被害が拡大しました。

「**津波**」は建物が流されたり浸水したりすることから一見「水災補償」にも思えますが、
「地震が原因による津波発生」ですので、火災保険ではなく地震保険から支払われます。

- ・地震で建物が全壊しても、同じ建物を建て替えることができるほどの保険金ではない。
- ・実際の損害額は関係ない。（支払い要件は4段階）
- ・地震が原因で起こった災害は、火災保険ではなく地震保険から支払われる。

こういった制約ある部分が多いので、地震保険加入率の全国平均は 66.7% となっています。

（データでは新築/築浅/築古も含めた数字ですので、新築だとほぼ100%です）



※大規模な震災発生後に加入率は上がっていますが、それでもまだまだ低水準です。